

## 第34号議案

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第16条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 春日市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第5条(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第16条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

### 附 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。